

一関地区広域行政組合
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び
マテリアルリサイクル推進施設
整備・運営事業
入札説明書

令和 7 年 4 月

一関地区広域行政組合

一関地区広域行政組合
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設
整備・運営事業
入札説明書

目 次

第 1 章	入札説明書の位置付け.....	1
第 2 章	事業概要等.....	2
1.	事業名称.....	2
2.	対象となる公共施設の種類.....	2
3.	公共施設の管理者.....	2
4.	事業目的.....	2
5.	事業内容.....	3
6.	民間事業者が実施する業務の範囲	4
7.	本組合が実施する業務の範囲.....	6
8.	関係法令の遵守.....	7
第 3 章	民間事業者の選定手順.....	8
1.	民間事業者の募集及び選定等のスケジュール	8
2.	選定委員会の設置.....	9
3.	民間事業者の選定に係る流れ.....	10
第 4 章	応募者の入札参加資格要件	11
1.	応募者の構成等.....	11
2.	応募者が入札に参加するための要件	12
3.	本施設の設計、建設を行う企業の要件	13
4.	施設の運転・維持管理を行う企業の要件	14
5.	参加資格の喪失.....	15
6.	応募者の代表企業、構成員及び協力企業の変更	15
第 5 章	入札に関する事項.....	16
1.	入札手続きの概要.....	16
2.	入札に関する担当部署等.....	17
3.	入札説明書等について.....	17
4.	参加資格要件の確認（資格審査）	19
5.	入札参加者が提出する提案概要書	20
6.	入札参加者が提出する入札書類等	21
7.	落札者の決定（提案審査）.....	24

8.	落札後の手続き.....	25
9.	入札保証金、契約保証金.....	26
10.	その他.....	27

添付資料1 事業スキーム図（参考）

添付資料2 競争的対話等実施要領

添付資料3 提出書類作成要領

添付様式 入札説明書等に関する意見・質問書

用語の定義

本入札説明書において用いる用語を次のとおり定義する。

項目	定義
本組合	一関地区広域行政組合をいう。
組合構成市町	一関市及び平泉町をいう。
本施設	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設その他本事業において整備・運営される一切の施設・設備の総称をいう。
処理対象物	組合構成市町内で発生し、本施設に搬入する家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物等をいう。
DBO 方式	公共が資金調達し、Design(設計)、Build(施工)及び Operate(運営)を一括して民間に委託する方式をいう。
基本協定	落札者決定直後に本組合と落札者の間で、特定事業契約に向けた基本的な取り決めを定めるために締結する協定をいう。
特定事業契約	本組合と締結する 3 つの契約（基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約）をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、本組合と民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る基本的事項を定めるために締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本組合と建設請負事業者が締結する建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
運営業務委託契約	本組合と運営事業者が締結する運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
民間事業者	本組合と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
構成員	本事業の入札に複数の企業で参加する企業グループを構成する企業（特定建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）のうち、本施設の設計・建設を行う特定建設工事共同企業体を構成する各企業及び運転・維持管理業務を主体として行う企業をいう。
建設請負事業者	民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する特定建設工事共同企業体をいう。
代表企業	企業グループを代表して、応募手続等を行う企業をいう。
協力企業	本事業を実施する企業のうち、事業開始後に建設請負事業者から建設業務又は運営事業者から運営業務の一部を請負うことを予定している企業をいう。

項目	定義
運営事業者	本施設の運営業務を行う特別目的会社をいう。
特別目的会社	本事業の運営業務を実施するために、民間事業者が会社法(平成17年法律第86号)に規定する株式会社として組合構成市町内に設立する会社をいう。
応募者	「構成員」及び「協力企業」からなる企業グループをいう。
入札参加者	応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。
落札者	本事業の入札において落札した者をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本組合が設置する学識経験者等で構成される事業者選定委員会をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告の際に配布する入札説明書、要求水準書、基本協定書案、契約書案、落札者決定基準書等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
プラント	本施設のうち、処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備、電気設備及び計装制御設備をいう。

第 1 章入札説明書の位置付け

本入札説明書は、一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関する制限付総合評価一般競争入札に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、実施方針及び本入札説明書等（入札説明書、要求水準書、基本協定書案、契約書案（基本契約書（案））、建設工事請負仮契約書（案）及び運営業務委託契約書（案））、落札者決定基準書及び様式集）によるものとする。

なお、入札説明書等と先に本組合が公表した「実施方針」及び「実施方針への質問・意見に対する回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

入札希望者は、入札説明書等に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、入札説明書等に沿って、本事業の目的に合った条件で、必要な提案書類の作成を行うものとする。

第2章事業概要等

1. 事業名称

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業

2. 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

3. 公共施設の管理者

一関地区広域行政組合 管理者 一関市長 佐藤 善仁

4. 事業目的

本組合が保有する廃棄物処理施設は、稼働開始から一関清掃センターが43年、大東清掃センター25年が経過し、設備・装置の老朽化が進行している。

また、近年は、ごみ処理で発生する熱エネルギーを積極的に回収し、活用することによって温室効果ガス排出量を削減することが期待されているとともに、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」が施行され、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る措置も求められていることから、本組合では既存の二つの施設を統合し、新たな施設を整備することとした。

本事業は、費用対効果の高い施設整備及び長期間にわたる効率的な施設運営を図ることを目的とし、本施設の設計・建設及び運営を一括で民間事業者に発注するものである。

【施設整備基本方針】

① 安定性に優れた安全な施設

- ・信頼性の高い技術や工法を取り入れ、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設
- ・耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設

② 環境に配慮した施設

- ・環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設
- ・廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設

③ 廃棄物を資源として活用できる施設

- ・廃棄物をエネルギー資源やリサイクル資源として活用できる施設

④ 災害に強い施設

- ・災害時でも稼働し、構成市町からの依頼により災害廃棄物を受け入れできる施設

⑤ 経済性に優れた施設

- ・建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れた施設

5. 事業内容

1) 施設概要

施設の概要は以下に示すとおりである。

事業用地		岩手県一関市弥栄字一ノ沢地内
事業実施地区面積		約 15,000m ² (事業区域面積 102,402m ² のうち、下側平場部分として)
民間事業者の業務及び期間		設計・建設業務 : 令和 8 (2026) 年 4 月から令和 12 (2030) 年 7 月末まで 運営・維持管理業務 : 令和 12 (2030) 年 8 月から令和 32 (2050) 年 7 月末まで (20 年間)
施設概要	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設	1) 処理方式 : 焼却方式 (ストーカ式) 2) 年間処理量 : 25,069 t/年 3) 施設規模 : 101 t/日 (50.5 t/24h×2 炉) 4) 処理対象物 : 可燃ごみ、マテリアルリサイクル推進施設から発生した可燃残渣、し渣 (可燃ごみには大型動物 (ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ等) を含む) 5) エネルギー回収率 : 14.0% 以上 ※事業系の生ごみの一部は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設に設置する生ごみ堆肥化設備 (0.1 t/日) にて処理を行う。
	マテリアルリサイクル推進施設	1) 処理方法 : 不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理系列 : 破碎、選別 缶処理系列 : 選別、圧縮 ペットボトル処理系列 : 選別、圧縮梱包 プラスチック資源処理系列 : 選別、圧縮梱包 2) 年間処理量 : 不燃ごみ 1,000 t/年 不燃粗大ごみ 299 t/年 缶 197 t/年 ペットボトル 222 t/年 プラスチック資源 621 t/年 3) 施設規模 : 13.0 t/5h 不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理系列 7.8 t/5h 缶処理系列 1.0 t/5h ペットボトル資源処理系列 1.3 t/5h プラスチック資源処理系列 2.9 t/5h
付帯施設・付帯設備		管理棟、計量棟、資材保管庫、車庫棟、駐車場、資源物ストックヤード、災害廃棄物ストックヤード
供用開始		令和 12 (2030) 年 8 月 1 日

2) 事業方式

本事業はDBO方式により実施するものとし、本事業の設計・建設業務は、特定建設工

事共同企業体が行い、運營業務は、本事業のために設立する特別目的会社が行うものとする。なお、運營業務の委託期間は20年間としているが、本組合は事業期間終了後に基幹的設備改良工事を行い、約40年間のプラント使用を予定しているため、民間事業者はそのことを前提とした設計・建設及び運営を行うものとする。

3) 事業期間（予定）

事業期間は、以下のとおりである。

(1) 設計・建設業務期間

令和8（2026）年4月から令和12（2030）年7月末まで

（試運転（負荷運転）期間：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設 令和12年（2030年）4月から7月末まで、マテリアルリサイクル推進施設 令和12年（2030年）5月から7月末まで）

(2) 運營業務期間

令和12（2030）年8月から令和32（2050）年7月末まで（20年間）

4) 契約形態

本組合は、民間事業者の本施設の設計・建設業務及び運營業務を一括して委託する、又は請け負わせるために、民間事業者と本事業に係る基本協定を締結し、その後、基本契約を締結する。また、本組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結するとともに、運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約を締結する。

なお、特定事業契約の締結主体を添付資料1「事業スキーム図（参考）」に示す。

6. 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する業務の範囲は以下のとおりとする。本事業の実施に当たっては、施設の性能面、機能面及び安全面に十分配慮し、またコストの縮減を重視した計画とするとともに業務の実施に当たり地元貢献に十分配慮すること。

1) 設計・建設業務

設計・建設業務の範囲は以下のとおりである。

(1) 建設請負事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約及び本組合の定める要求水準書並びに関係法令等に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。

(2) 設計・建設業務の範囲は以下のとおりである。なお、詳細は要求水準書に示す。

➤ 施設設計・建設

- ・エネルギー回収型一般廃棄物処理施設プラント工事
- ・マテリアルリサイクル推進施設プラント工事

- ・土木、建築工事（外構工事、建築付帯工事を含む（災害廃棄物ストックヤードは除く））
 - 測量・地質調査（必要に応じて）
 - その他の工事
- （３）建設請負事業者は、本施設の建設等に伴って発生する廃棄物の処理・処分、その他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
- （４）建設請負事業者は、要求水準書及び建設工事請負契約書等に明記されていない事項であっても、工事の目的及び施工上当然必要と思われるものについては、本組合の指示に従い、建設請負事業者の負担と責任において実施する。

２）運営業務

運営業務の範囲は以下のとおりである。

- （１）運営事業者は、本組合と締結する運営業務委託契約及び本組合の定める要求水準書並びに関係法令等に基づき、本施設の運営業務を行う。
- （２）運営業務の範囲は以下のとおりである。なお、詳細は要求水準書に示す。
- 運営マニュアル及び運営計画の作成・更新
 - 受付・計量業務（ごみ処理手数料の徴収を含む）
 - 運転管理業務
 - エネルギー利活用業務
 - 資源物等の貯留、搬出業務
 - 維持管理業務
 - 環境管理業務
 - 安全衛生管理業務
 - 防災対策業務及び事故対応
 - 環境学習業務
 - 情報管理業務
 - その他関連業務
- （３）運営事業者は、本施設に搬入されるごみの処理並びに搬入される資源物、処理不適物、処理により生ずる資源化物及び処理残渣の貯留を適切に行う。また、運営事業者は、本施設から場外搬出する資源物、資源化物及び処理不適物について、本組合が指定する再生事業者又は処分事業者又は運搬事業者の運搬車両への積込又は積込補助を行う。本施設から場外搬出する処理残渣については、本組合が指定する一般廃棄物最終処分場への運搬を行う。なお、資源化物、処理残渣等の本施設内での処理・保管のための運搬は、運営事業者が行う。
- （４）運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、発電した電力は本施設の所内での利用及び余剰電力の売電を行う。また、

熱は所内の給湯等に利用するほか、将来的に予定される場外熱利用施設に供給する。なお、電力や熱の所内利用について、災害時には本施設へ一時的に避難者を受け入れることなどを想定しており、避難者も利用するものとする。また、売電収入及び売熱収入は、本組合の収入とする。ただし、本事業は地方債同意等基準運用要綱に基づき、当組合の構成市町において地方債を活用する予定であることから、発電量に占める売電の割合は50%未満とし、また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、FIT又はFIP制度の適用を受けた売電は行わないものとする。

- (5) 施設見学者への施設の説明・案内等は本組合が対応するので、運営事業者はその補助を行う。
- (6) 運営事業者は、本施設の運営業務に関して住民等から意見を受けた場合、初期対応を行い、速やかに本組合に報告する。また、運営事業者は必要に応じて本組合と協議の上資料を作成し、住民との協議へ参加する。
- (7) 運営事業者は、要求水準書及び運営業務委託契約書等に明記されていない事項であっても、本施設の運営上、当然必要と思われるものについては、本組合の指示に従い、運営事業者の負担と責任において実施する。

3) 業務終了時の引継業務

本組合は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定であるため、本施設の解体撤去は、本事業の範囲には含まない。

本組合は、事業期間終了前に運営期間終了後の本施設の運営方法について別途検討するほか、民間事業者は、本組合の検討に際して以下の事項に協力するものとする。

- (1) 所有する図面・資料の開示
- (2) 新たな運営事業候補者に対する本施設及び運転状況の視察
- (3) 運営期間中の運営事業者の財務諸表及び費用明細等の提出
- (4) 運営事業者が雇用している地元採用者及び地元企業の斡旋
- (5) 延命化計画案の作成
- (6) その他資料提供及び説明への協力

7. 本組合が実施する業務の範囲

本組合が実施する主な業務は、以下のとおりである。

1) 敷地造成工事

本組合は、敷地造成工事を行う。

2) 処理対象物の搬入

本組合は、本施設への処理対象物の搬入を行う。

3) 本事業の監視

本組合は、設計・建設業務において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行う。
また、運営業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

4) 残渣・資源化物の処分

本組合は、運営期間中において本施設から発生する処理残渣、資源化物の処分（売却等）を行う。

5) 施設見学者への対応

本組合は、施設見学者の受付対応並びに施設の説明及び案内等を行う。

6) 希少動植物の生息・生育環境の調査及び環境整備

本組合は、環境影響評価書に基づき実施する環境保全措置として、希少動植物の調査及び環境整備を行う。

7) 災害廃棄物ストックヤードの整備及び運営

本組合は、災害により発生した廃棄物を受け入れるための災害廃棄物ストックヤードを事業区域内に整備し、災害廃棄物が搬入された場合には、その運営を行う。

8) 建設費及び運営費の支払い

本組合は、建設工事請負契約及び運営業務委託契約に基づき、建設費を建設請負事業者へ、運営費を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

8. 関係法令の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

第3章 民間事業者の選定手順

1. 民間事業者の募集及び選定等のスケジュール

本事業は、民間事業者が入札説明書等に規定する事業に参画する資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から本組合が要求する性能要件を満たすことが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定する。

なお、民間事業者の選定は、制限付総合評価一般競争入札により実施する。民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりとする。

No.	項 目	日 程
①	入札の公告	令和7年4月9日(水)
②	入札説明書等の配布開始	令和7年4月9日(水)
③	入札説明書等(入札説明書)に関する質問の受付締切	令和7年4月23日(水)
④	入札説明書等(入札説明書)に関する質問への回答	令和7年5月14日(水)
⑤	入札説明書等(要求水準書等)に関する質問の受付締切	令和7年5月23日(金)
⑥	入札説明書等(要求水準書等)に関する質問への回答	令和7年6月11日(水)まで※
⑦	入札参加資格審査書類の受付締切	令和7年5月30日(金)
⑧	入札参加資格審査の実施	令和7年6月上旬
⑨	入札参加資格審査結果の通知	令和7年6月6日(金)
⑩	提案概要書の受付締切	令和7年7月2日(水)
⑪	競争的対話の実施	令和7年7月上旬～中旬
⑫	技術提案書・入札書類等の受付締切	令和7年9月30日(火)
⑬	基礎審査の実施	令和7年10月
⑭	非価格要素及び価格要素審査、総合的な評価の実施	令和7年12月
⑮	落札者の決定	令和7年12月
⑯	基本協定の締結	⑮の後速やかに
⑰	特別目的会社の設立	⑯の後速やかに
⑱	契約詳細の協議	令和8年1～2月
⑲	基本契約の締結	令和8年1月
⑳	仮契約(建設工事請負契約)の締結	令和8年2月
㉑	建設工事請負契約の議会議決(本契約)	令和8年3月
㉒	運營業務委託契約の締結	令和8年3月

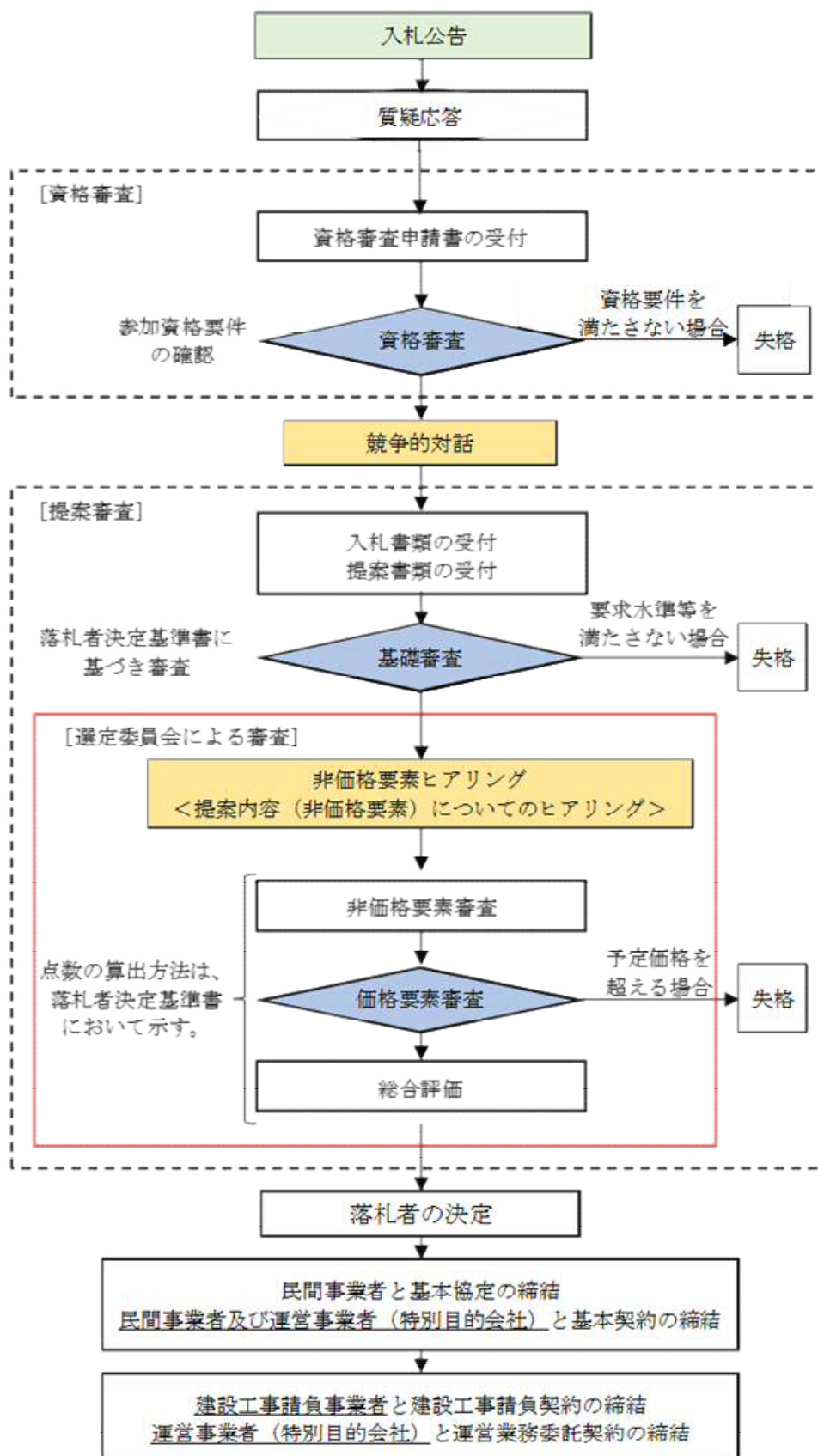
※入札説明書等(要求水準書等)に関する質問への回答のうち、応募者の入札参加の判断に影響を及ぼす可能性が高いものについては、入札説明書等(入札説明書)に関する質問への回答期日を準用する。

2. 選定委員会の設置

本組合は、民間事業者の審査及び選定を実施するに当たって「一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。選定委員会は、有識者並びに組合構成市町及び組合の職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を本組合に報告する。

3. 民間事業者の選定に係る流れ

民間事業者の審査及び選定は以下のとおり実施する。



第4章 応募者の入札参加資格要件

本組合は資格審査を実施するものとし、応募者の資格の確認を行うため、資格審査申請書類から、以下の事項を確認する。

1. 応募者の構成等

応募者の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 応募者は、「第2章6. 民間事業者が実施する業務の範囲」に掲げる業務を実施する予定の者（一つの企業がこれらの役割のいくつかを兼任することを認める。）とする。
- (2) 応募者は「構成員」及び「協力企業」から構成するものとし、構成員のうち、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のプラントの設計・建設を行う企業を代表企業として定めるものとする。なお、構成員のうち、代表企業及び運營業務を主体として行う企業は、本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下単に「特別目的会社」という。）に出資を行うものとし、代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。その他の構成員（マテリアルリサイクル推進施設のプラント設計・建設企業及び建築物等設計・建設企業）の特別目的会社への出資は任意とする。
- (3) 本組合と建設工事請負契約を締結する者は「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のプラントの設計・建設業務を担う企業」、「マテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設業務を担う企業」、「建築物等の設計・建設業務を担う企業」及び「(6) で示す要件を満たす企業」で構成される特定建設工事共同企業体でなければならない。また、特定建設工事共同企業体を代表する幹事企業は「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のプラントの設計・建設業務を担う企業」又は「建築物等の設計・建設業務を担う企業」でなければならない。ただし、特定建設工事共同企業体の運営形態（共同施工方式、分担施工方式）は任意とする。
- (4) 本組合と運營業務委託契約を締結する者は「特別目的会社」とし、運營業務は特別目的会社自らが実施する。
- (5) 応募者は、応募時に代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、それぞれが本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。
- (6) 応募者は、本組合の資格者名簿に建築工事業として登録があり、かつ以下のいずれかの要件を満たす業者を、特定建設工事共同企業体に含めるものとする。
 - a 一関市の建築一式工事に格付けされている業者
 - b 岩手県の建築一式工事に格付けされており、かつ一関市又は平泉町に本社を有する業者
- (7) 応募者は、以下の要件を満たす業者を、協力企業に含めるものとする。
 - ア 本組合の資格者名簿に電気工事業として登録があり、かつ以下のいずれかの

要件を満たす業者

a 一関市の電気工事Ⅰ種に格付けされている業者

b 岩手県の電気設備工事に格付けされており、かつ一関市又は平泉町に本社を有する業者

イ 本組合の資格者名簿に管工事業として登録があり、かつ以下のいずれかの要件を満たす業者

a 一関市の管工事Ⅰ種に格付けされている業者

b 岩手県の管設備工事に格付けされており、かつ一関市又は平泉町に本社を有する業者

(8) 代表企業の変更、構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

(9) 構成員及び協力企業が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。

(10) 構成員と関連会社の関係にある企業が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。

(11) 落札者に選定されなかった応募者の協力企業が、特定事業契約の締結後に民間事業者の業務等を下請け企業として支援及び協力することはできるものとする。

(12) 同一代表企業が複数の提案を行うことはできないものとする。

2. 応募者が入札に参加するための要件

構成員及び協力企業は、以下の要件をすべて満たすものとする。

(1) 構成員及び協力企業は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 構成員は、本組合の資格者名簿に登録されていること。

(3) 構成員及び協力企業は、本組合において、契約に係る入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成19年告示第19号）第10の規定により指名停止を受けている期間中にないこと。

(4) 構成員及び協力企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分を受けていないこと。

(5) 構成員及び協力企業は、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。

(6) 構成員及び協力企業は、会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。

- (7) 構成員及び協力企業は、応募時点で法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 構成員及び協力企業は、本事業に関する本組合のアドバイザー業務を受託する一般財団法人日本環境衛生センターと本業務において提携関係にないこと又は同団体と資本若しくは人事面で関連がないこと。

3. 本施設の設計、建設を行う企業の要件

構成員のうち、本施設の設計・建設を行う企業は以下の3つの業務を行う企業に分類される。

- 1) 建築物の設計及び建設に係る業務（外構工事、建築付帯工事を含む（災害廃棄物ストックヤードは除く）。）
- 2) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のプラントの設計・建設業務
- 3) マテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設業務

1)～3)の業務を行う構成員は、以下の該当する要件を満たすものとする。ただし、1つの業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも1者が以下の要件を満たすとともに、特定建設工事共同企業体を構成する者でなければならない。

- (1) 建築物の設計及び建設に係る業務を行う構成員にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「建設業法」という。）による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 建築物の設計に係る業務を行う構成員にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者を配置可能であること。
- (3) 建築物の設計を行う構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 建築物の建設に係る業務を行う構成員は、下請工事額に応じて、建設業法における建築一式工事に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、設計・建設工事期間にわたり当該監理技術者を配置するものとするが、工事現場が不稼働であることが明確な期間の専任は要さない。
- (5) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設を行う構成員は、建設業法による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (6) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のプラントの設計・建設を行う構成員は、建設業法に基づく清掃施設工事に係る最新の経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。また、マテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設を行う構成員は、建設業法に基づく清掃施設工事又は機械器具設置工事

に係る最新の経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。

(7) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のプラントの設計・建設を行う構成員は、下請工事額に応じて、建設業法における清掃施設工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。また、マテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設を行う構成員は、下請工事額に応じて、建設業法における清掃施設工事業若しくは機械器具設置工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、設計・建設工事期間にわたり当該監理技術者を配置するものとするが、プラント工事着工までの期間及び工事現場が不稼働であることが明確な期間の専任は要さない。ただし、プラント工事着工前においても、プラントの施工計画書等については、監理技術者としての責を負うこと。

(8) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のプラントの設計・建設を行う構成員は、以下のすべての条件に該当する一般廃棄物処理施設の地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。）へ元請けとして納入した実績を1件以上有すること。

- ・ 処理方式 : 焼却方式（ストーカ式）
- ・ 契約年度 : 平成 21（2009）年度～令和 5（2023）年度

(9) マテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設を行う構成員にあつては、以下のすべての条件に該当する一般廃棄物処理施設を地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。）へ元請けとして納入した実績を1件以上有すること。

- ・ 処理ライン：不燃・粗大ごみの破碎選別処理ラインを有する
- ・ 契約年度 : 平成 21（2009）年度～令和 5（2023）年度

4. 施設の運転・維持管理を行う企業の要件

特別目的会社からの委託を受けて本施設の運転・維持管理を行う企業（構成員）は、以下の2つの業務を行う企業に分類される。

- 1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のプラントの運転・維持管理業務
- 2) マテリアルリサイクル推進施設のプラントの運転・維持管理業務

1) 及び 2) の業務を行う構成員は、以下の要件をすべて満たすものとする。

ただし、1つの業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも1者が以下の要件を満たすものとする。

(1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のプラントの運転・維持管理を行う構成員は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設のうち焼却方式（ストーカ式）の施設において、令和7年3月31日時点で1年以上の運転・維持管理実績を有していること。

- (2) マテリアルリサイクル推進施設のプラントの運転・維持管理を行う構成員は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設であるマテリアルリサイクル推進施設のうち、不燃・粗大ごみの破碎選別処理ラインを有する施設において、令和7年3月31日時点で1年以上の運転・維持管理実績を有していること。
- (3) (1)、(2)の業務実績は、地方公共団体（一部事務組合・広域連合を含む）又は地方公共団体（同）から運転・維持管理業務を受託した特別目的会社から運転・維持管理業務を一括で受託した実績を対象とし、部分的な運営人員の派遣実績は含めないこと。
- (4) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設での運転・維持管理実績を有する専門の技術者を運営開始から1年以上特別目的会社に専任で配置し、業務に従事させること。

5. 参加資格の喪失

応募者が、参加資格要件の確認日から特定事業契約の締結までの間に、上記1から4までに掲げる要件を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

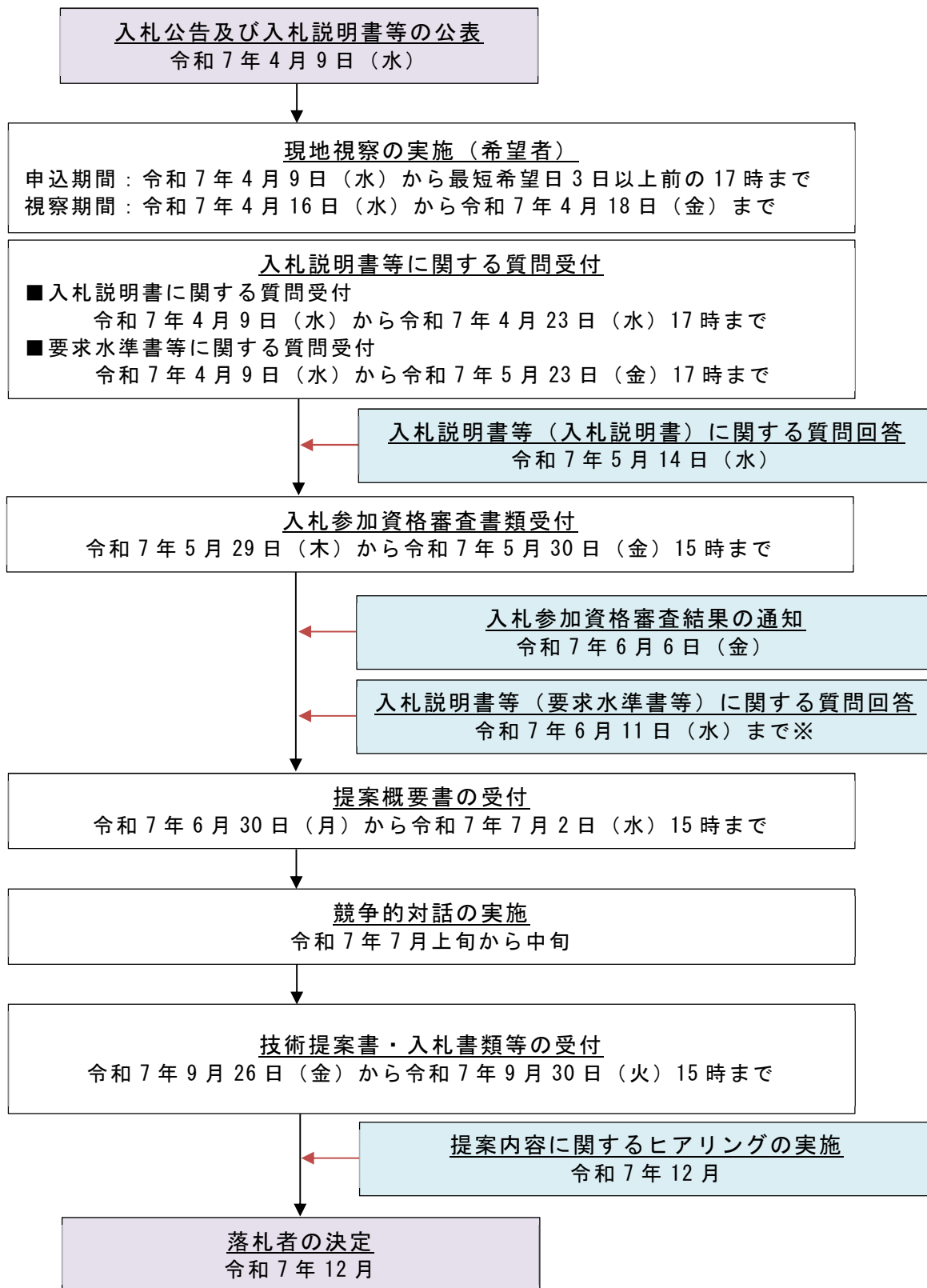
また、応募者が本事業の落札者決定公表までの間において、本事業に関し、自社を有利にすること、又は他社を不利にするように働きかけることを禁じる。これら禁止事項に抵触したと本組合が判断した場合には、本事業への入札参加資格を取り消すものとする。

6. 応募者の代表企業、構成員及び協力企業の変更

応募者の代表企業、構成員及び協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、協議を行い、変更してもなお上記1から4までに掲げる資格を満たすことを本組合が確認し、本組合が当該変更を妥当と認めたときは、その変更を認める。

第5章入札に関する事項

1. 入札手続きの概要



※入札説明書等(要求水準書等)に関する質問への回答のうち、応募者の入札参加の判断に影響を及ぼす可能性が高いものについては、入札説明書等(入札説明書)に関する質問への回答期日を準用する。

2. 入札に関する担当部署等

1) 担当部署

本入札に関する提出書類受付窓口は、以下に示す本事業の事務を担当する部局（以下「事務局」という。）とする。

（提出先）

一関地区広域行政組合 総務管理課

担当者：菊池、櫻田、日下

〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7 番 2 号

T E L : 0191-21-2111

電子メール：somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp

2) 入札に関する資料公表方法

本入札に関する情報及び資料等は、次に示す本組合ホームページにて公表する。

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>

3. 入札説明書等について

1) 入札説明書等の構成

入札説明書等は、次の（１）から（６）までの書類により構成する。入札説明書等は、入札書類を作成するに当たっての基本条件を示すものである。

（１）入札説明書（本書）

（２）要求水準書

（３）落札者決定基準書

（４）基本協定書（案）

（５）契約書案（基本契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）、運営業務委託契約書（案））

（６）様式集

2) 入札説明書等の公表

入札説明書等は、以下のとおり公表する。

（１）日時：令和 7 年 4 月 9 日（水）

（２）方法：本組合ホームページで公表

3) 現地視察の実施

応募者のうち、希望する者には、建設用地の視察を実施する。建設用地の視察期間は令和 7 年 4 月 16 日（水）から令和 7 年 4 月 18 日（金）までとする。なお、建設用地の視察を希望する者は、希望日時を第 3 希望まで提示するものとし、最短希望日 3 日以上

前の 17 時まで事務局の電子メールアドレスに、次の事項を送信すること。メールの件名は「建設用地の視察申込み」とし、事務局からの返信をもって申込み完了とする。

- ・ 企業名
- ・ 担当者名、所属部署名
- ・ 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）
- ・ 建設用地の視察の希望日時（第 3 希望まで記載のこと）

4) 入札説明書等の説明会

入札説明書等に対する説明会は、実施しない。

5) 入札説明書等に関する質問受付及び回答

入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施する。

質問に対する回答はすべて公開する。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する質問に対する回答については、当該質問者に対する個別の回答を実施する。個別回答を希望する場合は、その旨を記載すること。ただし、内容がすべての提案や要求水準の一般に係る質問である場合は、その回答は公表するものとする。なお、本組合が必要と認めた場合は質問について直接確認する場合がある。

(1) 質問の受付及び回答スケジュール

【入札説明書等（入札説明書）に関する質疑回答期間】

- ① 受付期間：令和 7 年 4 月 9 日（水）から令和 7 年 4 月 23 日（水）17 時まで
- ② 回答期限：令和 7 年 5 月 14 日（水）

【入札説明書等（要求水準書等）に関する質疑回答期間】

- ① 受付期間：令和 7 年 4 月 9 日（水）から令和 7 年 5 月 23 日（金）17 時まで
- ② 回答期限：令和 7 年 6 月 11 日（水）まで※

※入札説明書等（要求水準書等）に関する質問への回答のうち、応募者の入札参加の判断に影響を及ぼす可能性が高いものについては、入札説明書等（入札説明書）に関する質問への回答期日を準用する。

(2) 質問の方法

質問のある者は、「入札説明書等に関する意見・質問書」（添付様式）にその内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレスに送信すること。持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

本組合は、回答を作成し、本組合ホームページにて公表する。質問の性質上、個

別に回答する必要がある場合については、「入札説明書等に関する意見・質問書」（添付様式）に記載されている電子メールアドレスに送付する。

4. 参加資格要件の確認（資格審査）

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、本組合の審査を受けること。

1) 資格審査申請書等の提出

応募者は、「第4章 応募者の入札参加資格要件」に掲げる参加資格を有することを証明するため、資格審査申請書及び資格証明書類（以下「資格審査申請書等」という。）を事務局に提出すること。

2) 応募者が提出する資格審査申請書等

資格審査申請書等として提出する書類は、添付資料3及び別途提示している様式集に沿って作成するものとする。

3) 資格審査申請書等の提出方法

資格審査申請書等は、正本1部、副本5部を持参又は郵送（書留）により提出すること。持参の場合は、9時から17時（最終日は15時）まで（ただし、12時から13時までを除く。）とする。また、郵送で提出する場合は、封入物の鑑には、「入札参加資格審査書類在中」と記載すること。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

4) 資格審査申請書等の受付

- (1) 受付期間：令和7年5月29日（木）から令和7年5月30日（金）まで
- (2) 受付時間：9時から17時（最終日は15時）まで（ただし、12時から13時までを除く。）
- (3) 受付場所：「第5章2. 入札に関する担当部署等1）担当部署」に示す事務局

5) 資格確認方法

応募者の資格確認は、提出された資格審査申請書等に対する書類審査により行う。

6) 資格審査結果

資格審査結果は、令和7年6月6日（金）以降に書面（「資格審査結果通知書」）により各応募者へ通知する。

7) 審査結果理由の説明請求

資格審査の結果、入札参加資格が認められなかった者は、その理由について本組合に

対して説明を求めることができる。

(1) 説明請求の期日等

資格審査結果理由の説明を求める場合には、本組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うこと。提出は、郵送（書留）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時まで（ただし、12時から13時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面で回答する。

5. 入札参加者が提出する提案概要書

1) 提案概要書の構成

提案概要書等は、添付資料3及び別途提示している様式集に沿って作成するものとする。なお、入札参加者が提出する本事業についての提案概要書には次の項目に関する概要を示すものとし、簡潔に記載すること。

項目	内 容	ページ数
施設概要	・エネルギー回収型一般廃棄物処理施設（全体フロー、蒸気・復水フロー）	2枚程度
	・マテリアルリサイクル推進施設（処理ライン別概要）	各1枚程度
発電計画	・ごみ質（高質、基準、低質） ・運転炉数ごとの発電量・売電量	1枚程度
配置計画等	・構内配置計画、車両動線計画等	1枚程度
工事計画	・工程計画、仮設計画、排水計画等	3枚程度

2) 提案概要書の提出方法

提案概要書は、A4縦（A3版の書類については、片面印刷でA4版に折込み）・横書き・左綴じで作成し、正本1部、副本5部、電子媒体（CD-R／RW又はUSB）2セット（電子データはWord形式又はPDF形式）を事務局に持参又は郵送（書留）により提出すること。

なお、提案概要書正本の表紙には、代表企業名を記載し、提案概要書副本には代表企業、構成員及び協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

3) 提案概要書の受付

- (1) 受付期間：令和 7 年 6 月 30 日（月）から令和 7 年 7 月 2 日（水）まで
- (2) 受付時間：9 時から 17 時（最終日は 15 時）まで（ただし、12 時から 13 時までを除く。）
- (3) 受付場所：「第 5 章 2. 入札に関する担当部署等 1）担当部署」に示す事務局

4) 競争的対話（リスク分担・リスク回避等に係る対話）

提案概要を提出した入札参加者と発注者の直接対話により、発注意図の共通認識を図る（詳細は添付資料 2 に示す）。

6. 入札参加者が提出する入札書類等

1) 入札書類等の構成書類

資格審査に合格した応募者は、入札書類及び本事業に対する提案内容を記載した提案書類（以下「入札書類等」という。）を事務局に提出すること。

入札書類等の構成は次のとおりとし、添付資料 3 及び、別途提示している様式集に沿って作成するものとする。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、入札書類等に応募者を直接的に特定できる記述を行わないこと。

【提出書類及び部数】

- (1) 様式第 1 号－3 特定建設工事共同企業体協定書（乙型又は甲型）
：正本 1 部、副本 5 部
- (2) 様式第 1 号－4－1 地元企業の配置にかかる計画書：正本 1 部、副本 5 部
- (3) 様式第 1 号－4－2 参加予定の地元企業：正本 1 部、副本 5 部
- (4) 様式第 3 号－1 基礎審査用書類：正本 1 部、副本 14 部
- (5) 様式第 3 号－2 書類の整合確認書：正本 1 部、副本 14 部
- (6) 様式第 3 号－3 要求水準に関する誓約書：正本 1 部、副本 14 部
- (7) 様式第 4 号 技術提案書：正本 1 部、副本 14 部
- (8) 様式第 5 号 事業計画書：正本 1 部、副本 14 部
 - 様式第 5 号－1 事業費（建設費と運営費の合計）
 - 様式第 5 号－2 設計、建設費
 - 様式第 5 号－3 運営費
 - 様式第 5 号－4 人件費
 - 様式第 5 号－5 維持管理費
 - 様式第 5 号－6 業務委託費等
 - 様式第 5 号－7 特別目的会社の開業費・資本金
 - 様式第 5 号－8 売電関係
 - 様式第 5 号－9 事業収支（損益計算書）
 - 様式第 5 号－10 事業収支（キャッシュフロー計算書）

※「様式第5号－1」、「様式第5号－2」は正本1部を様式第8号とともに封筒に封緘するものとし、副本は作成しない。

- (9) 様式第6号 業務分担書：正本1部、副本14部
- (10) 様式第7号 非価格要素提案書：正本1部、副本14部
 - 様式第7号－1 事業全体に関する事項
 - 様式第7号－1－1 施設の配置計画及び動線の工夫
 - 様式第7号－1－2 地元企業の活用・地元人材の雇用
 - 様式第7号－2 安定性に優れた安全な施設
 - 様式第7号－2－1 施工計画
 - 様式第7号－2－2 ごみ量、ごみ質の変化への対応
 - 様式第7号－2－3 施設の安全性等
 - 様式第7号－2－4 運転体制、人員配置計画
 - 様式第7号－2－5 経営計画及び事業収支計画
 - 様式第7号－3 環境に配慮した施設
 - 様式第7号－3－1 脱炭素社会に向けた貢献
 - 様式第7号－3－2 公害防止対策
 - 様式第7号－3－3 施設の外観及び景観
 - 様式第7号－3－4 環境啓発・学習
 - 様式第7号－4 廃棄物を資源として活用できる施設
 - 様式第7号－4－1 余熱利用計画
 - 様式第7号－4－2 資源物の品質の向上と効率的な処理
 - 様式第7号－4－3 最終処分量の減量
 - 様式第7号－5 災害に強い施設
 - 様式第7号－5－1 災害対応
 - 様式第7号－6 経済性に優れた施設
 - 様式第7号－6－1 施設の維持補修費の縮減と長寿命化
- (11) 様式第8号 価格要素入札書：1部（封筒に封緘すること）
 - 様式第8号－1 入札書

2) 入札書類等の提出方法

入札書類等については、1) に示す書類のほか、電子媒体（CD-R/RW又はUSB）2セット（正本1部、副本1部）を準備し、持参又は郵送（書留）により提出すること。受付の終了に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行う。

なお、電子媒体（CD-R/RW又はUSB）への格納に当たっては、Windows10対応アドビシステムズ社製 Acrobat Reader Xで閲覧可能（PDF形式）かつテキスト抽出できる形式と

する。

3) 入札書類等の受付

- (1) 受付期間：令和7年9月26日（金）から令和7年9月30日（火）まで
- (2) 受付時間（持参の場合）：9時から17時（最終日は15時）まで（ただし、12時から13時を除く。）
- (3) 受付場所：「第5章2. 入札に関する担当部署等1）担当部署」に示す事務局

4) 入札の辞退

応募者は、入札書類等の受付締切日まで随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、令和7年9月30日(火)までに「入札辞退届」【様式第9号】を事務局に持参又は郵送（書留）すること。

5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- (2) 入札書類等が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき
- (3) 同一人にして同じ入札に2つ以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為による入札をしたとき
- (5) 入札に関し不正の行為があったとき
- (6) 入札書に記載された金額、氏名、件名、又は印形が認知し難いとき
- (7) その他入札条件に違反したとき

6) 入札に当たっての留意事項

入札に当たって入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者を入札に参加させない、若しくは入札の執行を延期又は取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、本組合が必要と認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

7) 1者入札の取扱いについて

本事業においては、入札参加者が1者であっても入札を執行する。

8) 入札書類等の修正等の禁止

入札書類等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。ただし、この規定は、審査の過程において、本組合がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げないものとする。

7. 落札者の決定（提案審査）

本組合は、落札者決定基準書に基づき、次の1) から5) までの手順を経て落札者を決定し、その結果を各応募者に書面で通知するとともに、速やかに公表する。

1) 基礎審査

基礎審査では、本組合が入札参加者の提出した入札書類等について、書類不備の有無、要求水準書等に規定された性能要件を満足すること、また、内容に齟齬、矛盾等がないことの確認・審査を行う。なお、確認に当たっては、必要に応じて入札参加者へ質疑応答を行う場合がある。

2) 非価格要素審査

1) の基礎審査を通過した入札参加者を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。

非価格要素審査に当たっては、落札者決定基準の基づいた審査・評価を行うものとし、選考は選定委員会に委ねる。なお、提案内容に関する理解を深めるため、選定委員会によるヒアリングを実施する。

3) 予定価格

本件は、予定価格を事前公表する。

予定価格 45,315,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（うち、建設費 : 25,645,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。））

（うち、運営委託料 : 19,670,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。））

4) 価格要素審査

3) に示す建設費の予定価格と運営委託費の予定価格のいずれも超過していない入札参加者の入札価格を落札者決定基準書に定める価格要素審査点算定式により価格要素審査点に換算し、価格要素審査点を算定する。

5) 落札者の決定

2) で決定した非価格要素審査点と4) で決定した価格要素審査点から落札者決定基

準書に定める総合評価方式により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を「落札者」とする。なお、総合評価点の最も高い点数の者が2者以上あるときは、価格要素審査点の高い者を落札者とする。価格要素審査点も同点の場合はくじ引きにより落札者を決定する。

6) 落札者の失格

落札者が、落札者決定から契約締結までに、本組合との建設工事請負契約及び運営業務委託契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- (2) 贈賄、談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。（ただし、該当企業が、協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、本組合の判断により、当該協力企業の変更を認める場合がある。）。

8. 落札後の手続き

1) 基本協定の締結

本組合は、落札者と本事業の基本事項を定めた基本協定を締結する。

落札者は、基本協定に基づき、特別目的会社の設立及び各契約書の締結に向け、本組合と契約詳細に係る協議に対応しなければならない。

2) 特別目的会社の設立

落札者は基本協定に基づき、速やかに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、特別目的会社を設立すること。特別目的会社は次の要件によること。

- (1) 本店所在地を組合構成市町内とすること。
- (2) 民間事業者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて100分の50を超えること。
- (3) 特別目的会社は、本施設の引渡し日から事業期間を通じて、特別目的会社が提案した資本金を維持すること。
- (4) 特別目的会社の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役の設置を定め、監査役の監査を受けた財務書類を本組合に提出すること。
- (5) 特別目的会社の株主は、本組合の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (6) 本事業以外の事業を兼業することはできない。特別目的会社を設立したときは、

速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、本組合にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。

(7) 特別目的会社への出資は、構成員のみとすること。

3) 契約詳細の協議

本組合と落札者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結のために契約詳細の協議を実施する。

なお、契約詳細の協議は、契約書案における詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更は行わない。

4) 契約の締結

契約詳細の協議を終えた後、本組合と建設工事請負事業者は建設工事請負契約を、当組合と運営事業者は運營業務委託契約を締結する。

ただし、建設工事請負契約は、一関地区広域行政組合議会の議決を要するため、組合議会において建設工事請負契約の本契約について可決されるまでは、仮契約とし、可決が得られた場合に本契約とする。また、運營業務委託契約書の効力発生日は、建設工事請負契約の可決が得られた時点とする。

5) 交付金申請手続への協力

本施設は、環境省所管「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることから、本組合の交付金申請に当たっては、民間事業者は、本組合が行う交付金の申請手続等に協力するものとし、関連資料等の作成を行うこと。

9. 入札保証金、契約保証金

1) 入札保証金

入札参加に係る保証金の納付は、免除する。

2) 契約保証金

(1) 建設請負事業者は、建設工事請負契約（契約約款第4条）に定める請負代金額の10分の1以上の額を契約保証金として契約締結と同時に本組合に納付すること。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負仮契約書（案）を参照すること。

(2) 運営事業者は、運營業務委託契約（契約約款第5条）に定める契約金額（委託費）の200分の10以上の額を契約保証金として契約締結と同時に本組合に納付すること。なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運營業務委託契約書（案）を参照すること。

10. その他

1) 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続のうち、応募者が実施する行為に関しては、自らの責任と費用負担によりこれを行う。

2) 著作権等

提出された入札書類等の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、本組合は、提案書の全部又は一部を無償で使用するができる。

3) 入札説明書等の使用の制限

本組合から提示された入札説明書等は、本入札への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しない。

4) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する提案書類、質問、審査等における通貨は円、単位は国際単位系とする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

5) 審査結果理由の説明請求

審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について本組合に対して説明を求めることができる。

(1) 説明請求の期日等

審査結果の理由の説明を求める場合には、本組合が公表した日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うこと。郵送（書留）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時（ただし、12時から13時まで及び土曜日、日曜日並びに祝日を除く。）とする。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。